

議 第 232 号

令和 4 年 11 月 30 日提出

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 23 年条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 13 号ウ中「」第 64 条第 1 項ただし書」を「」第 64 条第 1 項第 2 号」に、「放送法第 64 条第 1 項ただし書」を「同号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 63 号）の施行による放送法（昭和 25 年法律第 132 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成２３年条例第８６号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第１条 【略】 （許可を要する行為） 第２条 風致地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 （１）～（７） 【略】 ２ 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。 （１）～（１２） 【略】 （１３） 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。 （ア） 建築物の新築、改築、増築又は移転 （イ） 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）その他これらに類するもの以外のものの新築、増築又は移転 （ウ） 高さが１．５メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更 （エ） 高さが５メートルを超える木竹の伐採 （オ） 土石類の採取で、その採取による地形の変更が（ウ）の土地の形質の変更と同程度のもの （カ） 建築物等の色彩の変更で第１０号に該当しないもの （キ） 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が１０平	第１条 【略】 （許可を要する行為） 第２条 風致地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 （１）～（７） 【略】 ２ 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。 （１）～（１２） 【略】 （１３） 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。 （ア） 建築物の新築、改築、増築又は移転 （イ） 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）その他これらに類するもの以外のものの新築、増築又は移転 （ウ） 高さが１．５メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更 （エ） 高さが５メートルを超える木竹の伐採 （オ） 土石類の採取で、その採取による地形の変更が（ウ）の土地の形質の変更と同程度のもの （カ） 建築物等の色彩の変更で第１０号に該当しないもの （キ） 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が１０平

方メートルを超え、かつ、高さが1.5メートルを超えるもの ウ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和25年法律第132号）<u>第64条第1項第2号</u>に規定するラジオ放送の業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われる<u>同号</u>に規定するラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転 エ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。 （ア）建築物の新築、改築、増築又は移転 （イ）用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置 （ウ）宅地の造成又は土地の開墾 （エ）森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。） （オ）水面の埋立て又は干拓 3 【略】	方メートルを超え、かつ、高さが1.5メートルを超えるもの ウ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和25年法律第132号）<u>第64条第1項ただし書</u>に規定するラジオ放送の業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われる<u>放送法第64条第1項ただし書</u>に規定するラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転 エ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。 （ア）建築物の新築、改築、増築又は移転 （イ）用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置 （ウ）宅地の造成又は土地の開墾 （エ）森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。） （オ）水面の埋立て又は干拓 3 【略】
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。